



PIWU 広中

郵政産業労働者ユニオン

2018年10月 9日
 第213号
 発行：郵政産業労働者
 ユニオン 広島中央支部
 TEL・FAX 082-244-7719
 E-mail piwu-hirochu@
 abelia.ocn.ne.jp

郵政労契法20条裁判

東日本裁判の東京高裁判決日決まる

12月13日(木) 14:00

東京高裁822号法廷

前々回の朝ビラで最低賃金について書いたところ、地域別のランクについて質問がありました。重複する部分がありますが、もう一度説明をすると、まず、労使の代表者や有識者が出席する、厚生労働省の諮問機関「中央最低賃金審議会」の小委員会が話が進められていきます。その中で、それぞれの地域の経済情勢（簡単に考えれば物価等になるでしょうか）に応じて全国47都道府県をA～Dの4ランクに分けます。その後、中央最低賃金審議会を経て、各

地域別最賃制度より
 全国一律の最賃制度を
 全国どこでも最賃1000円の実現を

地方の最低賃金審議会へと提示されていきます。すでに各地の最低賃金審議会は終了し、10月から効力が発生している各地のランクと最低賃金は次のようになります。

*兵庫県は目安額より1円アップ

埼玉県	898円	石川県	806円
千葉県	895円	新潟県	803円
東京都	985円	群馬県	809円
神奈川県	983円	北海道	835円
愛知県	898円	宮城県	798円
大阪府	936円	福井県	803円
福岡県	814円	岐阜県	825円
茨城県	822円	奈良県	811円
栃木県	826円	和歌山県	803円
富山県	821円	岡山県	807円
山梨県	810円	山口県	802円
長野県	821円	徳島県	766円
静岡県	858円	香川県	792円
三重県	846円	福岡県	814円
滋賀県	839円	*宮城・群馬・和歌山・岡山・徳島・香川の各県は、目安額より1円アップ	
京都府	882円		
兵庫県	871円	Dランク(23円)	
広島県	844円	秋田県	762円
		岩手県	762円
		青森県	762円

Dランク(23円)

Cランク(25円)

Bランク(26円)

Aランク(27円)

山形県	763円
福島県	772円
鳥取県	762円
島根県	764円
愛媛県	764円
高知県	762円
佐賀県	762円
長崎県	762円
熊本県	762円
大分県	762円
宮崎県	762円
鹿児島県	761円
沖縄県	762円
*青森・岩手・秋田・山形・ 福島・鳥取・島根・鹿児島 の各県は、目安額より1円 アップ	
*愛媛・高知・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・沖縄の 各県は、目安額より2円ア ップ	

われながらも、この金額にし
かかっていません。

現在導入されている地域
別の最低賃金制度で問題と
なるのは、一律に一定額を引
上げるのではなく、引上げの
目安額にすら各ランクごと
に差を付けていることです。
いくら各地方の最賃審議会
に自主性があるとはいえ、大
幅な引上げなど望めるわけ
もありません。現状の制度で
は、大都市圏と地方との賃金
格差が更に拡大していくも
のと思います。前々回も書き
ましたが、この度の改正で格
差が縮まるのではなく、格差
は224円となり、前年度に
比べても3円拡大していま
す。

私たちは一貫して『全国一
律の最低賃金制度』の導入を
求めてきています。なぜ全国
一律の制度が必要なのか、各
都道府県の最賃を見れば分

かと思うのですが、例えば
全国一律定価900円で売
っている品物を買おうとし
た場合、東京・神奈川・大阪
の都府県では、1時間働けば
最低賃金でも買うことができ
ます。上記の3都府県以外
は1時間以上働かなければ
同じ商品を買うことができ
ません。同じ日本で、生活を
している地域が違うといっ
ただけで、こついった賃金格差
が生じるのはおかしいと思
いませんか。

もう地域別最賃制度は限
界にきていると言って間違
いないと思います。私たち郵
政ユニオンは小さな団体で
すが、全国一律の最低賃金制
度の導入と、全国どこでも最
賃1000円を求める運動
を更に拡げていきたいと考
えます。求めるものは『ディ
ーセント・ワーク（働きがい
のある人間らしい仕事）』で
す。

- ◆ **非正規社員の正社員化と
均等待遇実現をめざそう**
- ◆ **戦争法を廃止し、
安倍「暴走政治」を止めよう**
- ◆ **大幅増員を勝ちとろう**

社員・期間雇用社員の皆さん職場の悩み事は
郵政産業労働者ユニオン広島中央支部へご相談下さい
Eメール piwu-hirochu@abelia.ocn.ne.jp